

AJESTHE登録サロン制度 規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本エステティック協会(以下、「当協会」という)が指定する所定の申請書類等において、本規約について同意のうえ登録申請を行ったサロンで、当協会が審査し登録を承認したサロンを登録サロンとする。

2. 登録サロン制度は、一般社団法人日本エステティック振興協議会(以下、「振興協議会」という)の策定するエステティック業統一自主基準を遵守し、業界の発展に寄与するサロンであることを一般消費者に広く知らせることを目的とする。

(サロン種別)

第2条 登録サロンは、本規約に定める条件により、以下の3種類とする。

- (1) AJESTHEアソシエイトサロン
- (2) AJESTHEメンバーズサロン
- (3) AJESTHEプレミアムサロン

(AJESTHEアソシエイトサロン登録申請条件)

第3条 AJESTHEアソシエイトサロンに登録申請するためには、以下の条件を満たすこととする。

(1) 協会正会員、一般会員、普通会員、法人正会員または提携先(加盟店)の申請

- ① 申請者が当協会の個人会員または、法人正会員ならびに提携先(加盟店)であること。
- ② エステティック技術者の全ての方が、当協会の正会員または普通会員であること。
- ③ 実店舗を有して営業していること。但し、法人正会員の提携先(加盟店)は特定契約施設への派遣も含む。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定義される「性風俗関連特殊営業」に該当する事業を営んでいないこと。
- ⑤ 料金の支払い形態で都度払いが可能であること。
- ⑥ 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、及び受託者賠償責任保険(当協会が別途定める補償内容以上のものに限る。以下、「サロン賠償責任保険」という)に加入していること。
- ⑦ 労働基準法を遵守されていること。
- ⑧ 自サロンの勤怠管理に、タイムカードもしくはシステムを導入する等、適切な勤怠管理を実施していること。
- ⑨ サロンにおいて2名以上の従業員が在籍している場合は、厚生労働省より策定された職業能力評価基準制度(職業能力評価基準制度の活用ツール「人材要件総括表」にあるスキル要件)を導入すること。
- ⑩ 本規約及び振興協議会の策定する「エステティック業統一自主基準」、「フェイシャル・ボディ エステティック自主基準」、「美容ライト脱毛自主基準※(美容ライト脱毛をメニューとして導入されている場合)」、(公益財団法人日本エステティック研究財団(以下、「研究財団」という)の策定する「エステティックの衛生基準」が遵守されていること。
- ⑪ サロンに在籍する協会会員(正会員/一般会員/普通会員)、及び労務管理の責任者は、AJESTHE eアカデミーの登録申請に伴う指定講座を受講し、合格していること(※聴講のみの講座も含む)。
- ⑫ 顧客・従業員の方々の個人情報について、「個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めること。
- ⑬ 18歳と19歳の成人に対し、10万円を超える契約を行う場合、必ず収入証明書として給与明細書の提出、若しくは給与明細書を提出できない場合は、契約内容の詳細と支払能力を契約者本人が有していることを、同意書にて親へ確認を行うこと。
- ⑭ 研究財団が実施する「エステティックの衛生基準」修得のための講座等の修了証書を授与された者、もしくは「AJESTHE認定衛生管理者」(以下、「衛生管理者」という)有資格者が、申請を行うサロンに1名以上常時勤務していること。

- ⑮ 「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を実施していること。
- ⑯ 「美容ライト脱毛」を行っている場合、振興協議会が実施している「美容ライト脱毛安全講習会」もしくは「美容ライト脱毛技術者講習会」の合格証取得者が施術を行っていること。
- ⑰ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その関係者またはその他の反社会的勢力ではないこと。
- ⑱ 別途定める登録サロン申請書（本条各号および誓約を確認できる内容とする）を提出すること。
- ⑲ 普通会员および法人正会員の提携先(加盟店)のみ、登録料として3,000円（税込）を納入すること。

（AJESTHEメンバーズサロン 登録申請条件）

第4条 AJESTHEメンバーズサロンに登録申請するためには、以下の条件を満たすこととする。

（1）協会正会員、法人正会員または提携先（加盟店）の申請

- ① 申請者が、当協会の正会員、法人正会員ならびに提携先（加盟店）であること。
- ② エステティック技術者のうち50%が、当協会正会員の認定エステティシャン以上の有資格者で且つ、他全てのエステティック技術者が普通会员または正会員であること。
- ③ 当協会正会員または普通会员が、常時勤務していること。
- ④ 実店舗を有して営業していること。但し、法人正会員の提携先（加盟店）は特定契約施設への派遣も含む。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定義される「性風俗関連特殊営業」に該当する事業を営んでいないこと。
- ⑥ 料金の支払い形態で都度払いが可能であること。
- ⑦ 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、及び受託者賠償責任保険（当協会が別途定める補償内容以上のものに限る。以下、「サロン賠償責任保険」という）に加入していること。
- ⑧ 労働基準法を遵守されていること。
- ⑨ 自サロンの勤怠管理に、タイムカードもしくはシステムを導入する等、適切な勤怠管理を実施していること。
- ⑩ サロンにおいて2名以上の従業員が在籍している場合は、厚生労働省より策定された職業能力評価基準制度（職業能力評価基準制度の活用ツール「人材要件総括表」にあるスキル要件）を導入すること。
- ⑪ 本規約及び振興協議会の策定する「エステティック業統一自主基準」、「フェイシャル・ボディ エステティック自主基準」、「美容ライト脱毛自主基準※（美容ライト脱毛をメニューとして導入されている場合）」、（公益財団法人日本エステティック研究財団（以下、「研究財団」という）の策定する「エステティックの衛生基準」が遵守されていること。
- ⑫ サロンに在籍する協会会員（正会員/一般会員/普通会员）及び、労務管理責任者は、AJESTHE eアカデミーの登録サロン申請に伴う指定講座を受講し、合格していること（※聴講のみの講座も含む）。
- ⑬ 顧客・従業員の方々の個人情報について、「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めること。
- ⑭ 18歳と19歳の成人に対し、10万円を超える契約を行う場合、必ず収入証明書として給与明細書の提出、若しくは給与明細書を提出できない場合は、契約内容の詳細と支払能力を契約者本人が有していることを、同意書にて親へ確認を行うこと。
- ⑮ 研究財団が実施する「エステティックの衛生基準」修得のための講座等の修了証書を授与された、「AJESTHE 認定衛生管理者」（以下、「衛生管理者」という）有資格者が、申請を行うサロンに1名以上常時勤務していること。
- ⑯ 「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を実施していること。
- ⑰ 「美容ライト脱毛」を行っている場合、振興協議会が実施している「美容ライト脱毛安全講習会」もしくは「美容ライト脱毛技術者講習会」の合格証取得者が施術を行っていること。
- ⑱ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その関係者またはその他の反社会的勢力ではないこと。
- ⑲ 別途定める登録サロン申請書（本条各号および誓約を確認できる内容とする）を提出すること。
- ⑳ 法人正会員の提携先(加盟店)のみ、登録料として3,000円（税込）を納入すること。

（AJESTHEプレミアムサロン 登録申請条件）

第5条 AJESTHEプレミアムサロンに登録申請するためには、以下の条件を満たすこととする。

（1）協会正会員の申請

- ① 申請者が当協会の正会員であること。
- ② 全てのエステティック技術者が当協会の正会員で、認定エステティシャン以上の有資格者が在籍していること。
- ③ AJESTHEメンバーズサロンとして登録されてから1年以上経過しているか、もしくはサロンでの実務経験が3年以上ある当協会の正会員で、認定エステティシャン以上の有資格者が常時勤務していること。
- ④ 実店舗を有して営業していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定義される「性風俗関連特殊営業」に該当する事業を営んでいないこと。
- ⑥ 料金の支払い形態で都度払いが可能であること。
- ⑦ サロン賠償責任保険（当協会が別途定める補償内容以上のものに限る）に加入していること。
- ⑧ 労働基準法を遵守していること。
- ⑨ 自サロンの勤怠管理に、タイムカードもしくはシステムを導入する等、適切な勤怠管理を実施していること。
- ⑩ サロンにおいて2名以上の従業員が在籍している場合は、厚生労働省より策定された職業能力評価基準制度（職業能力評価基準制度の活用ツール「人材要件総括表」にあるスキル要件）を導入すること。
- ⑪ 本規約及び振興協議会の策定する「エステティック業統一自主基準」、「フェイシャル・ボディ エステティック自主基準」、「美容ライト脱毛自主基準※（美容ライト脱毛をメニューとして導入されている場合）」、研究財団の策定する「エステティックの衛生基準」が遵守されていること。
- ⑫ サロンに在籍する協会会員（正会員/一般会員/普通会員）及び、労務管理責任者は、AJESTHE eアカデミーの登録サロン申請に伴う指定講座を受講し、合格していること（※聴講のみの講座も含む）。
- ⑬ 顧客・従業員の方々の個人情報について、「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めること。
- ⑭ 18歳と19歳の成人に対し、10万円を超える契約を行う場合、必ず収入証明書として給与明細書の提出、若しくは給与明細書を提出できない場合は、契約内容の詳細と支払能力を契約者本人が有していることを、同意書にて親へ確認を行うこと。
- ⑮ 施術者全員が、研究財団が実施する「エステティックの衛生基準」修得のための講座等の修了証書を授与されており、「衛生管理者」有資格者が、申請を行うサロンに1名以上常時勤務していること。
- ⑯ 「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を実施していること。
- ⑰ 「美容ライト脱毛」を行っている場合、振興協議会が実施している「美容ライト脱毛技術者講習会」の合格証取得者が施術を行っていること。
- ⑱ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その関係者またはその他の反社会的勢力ではないこと。
- ⑲ 別途定める登録サロン申請書（本条各号および誓約を確認できる内容とする）を提出すること。

（届出事項の変更）

第6条 登録サロンは、当協会に届け出た申請書記載の申請者、サロン経営者、勤務者、事業内容、所在地、電話番号等、ならびに記載情報（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく当協会に届け出るものとする。

2届出がなされていない場合といえども、当協会は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した登録サロンの会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取り扱うものとし、登録サロンは当該取り扱いにつき異議を述べないものとする。また、登録サロンのサロン申請者は、当協会が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとする。

3 本条第1項の届出がないため、当協会からの通知または送付書類その他のものが延着あるいは到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなすものとする。ただし、本条第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとする。

（審査）

第7条 当協会の登録サロン制度への登録の承認諾否については、当協会が登録サロン申請書の受領から概ね一ヵ月以内に厳正に審査するものとする。

（登録サロンの登録抹消）

第8条 以下の各項目に該当するときは、当協会からの当該事象に関する事実確認へ協力するものとし、理事会での審議の結果を経たのち、当協会の登録サロンの登録抹消等の措置を受けることとする。

- (1) サロン経営者または従業員が内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) サロン経営者または従業員が法令に違反し行政処分、若しくは逮捕され、または免許若しくは営業許可の取り消しを受けることとなったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (6) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (7) 当協会の定款及び会員規約に違反したとき
- (8) その他、前各号に準ずる場合で、当協会が登録サロンとして不適当と判断したとき
- (9) 申請者が当協会の会員でなくなったとき
- (10) AJESTHEアソシエイトサロンの場合は本規約第3条、AJESTHEメンバーズサロンの場合は本規約第3条、AJESTHEプレミアムサロンの場合は本規約第4条の要件を満たさなくなったとき
- (11) 本規約及び「エステティック業統一自主基準」に違反する営業活動が行われたとき
- (12) 衛生管理者有資格者が当該サロンに存在しなくなったとき
- (13) サロン賠償責任保険が解約等で保険対象外となったとき
- (14) 「美容ライト脱毛」を行っているサロンが、「美容ライト脱毛自主基準」に抵触した施術及び営業活動を行ったとき

（登録サロン情報の収集、保有、利用、預託）

第9条 登録サロン申請書へ記入した情報（以下、「登録サロン情報」という）について、サロン経営者及び従業員は、当協会が当該情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意するものとする。

- (1) 本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当協会が登録サロン制度運営のために利用する登録サロン情報及び管理のため、以下の①～⑥の登録サロン情報を収集、利用すること。
 - ① サロン経営者名、従業員名、事業内容、所在地、電話番号、メールアドレス、ホームページアドレス等、入会申請申込時およびAJESTHEアソシエイトサロンの場合は本規約第3条、AJESTHEメンバーズサロンの場合は本規約第4条、AJESTHEプレミアムサロンの場合は本規約第5条に基づき届け出た事項
 - ② 申請者氏名、生年月日、住所、電話番号等、入会申請申込時およびAJESTHEアソシエイトサロンの場合は本規約第3条、AJESTHEメンバーズサロンの場合は本規約第4条、AJESTHEプレミアムサロンの場合は本規約第5条に基づき届け出た事項
 - ③ 入会申込日、資格情報、資格有効期限等、登録サロン運営上必要となる事項
 - ④ 当協会の会員からの問い合わせ等、管理の過程において当協会が知り得た事項
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または登録サロン申請書に記載の事項
 - ⑥ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

(2) 以下の目的のために、前号①～⑥の登録サロン情報を利用すること。

- ① 各種情報提供
- ② 当協定会款記載の事業
- ③ 当協会の事業における市場調査
- ④ 当協会ならびに振興協議会による情報提供

(3) 登録サロン制度に関する業務において、第三者に委託する場合は、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①～⑥の登録サロン情報を当該業務委託先に預託すること。

(登録費用)

第10条 普通会員と法人正会員の提携先（加盟店）のみ、3,000円（税込み）の費用を要し、それ以外の協会会員申請の費用については無料とする。

2 前項の登録が認められたサロンについては、当協会の当協会のAJESTHEアソシエイトサロン、AJESTHEメンバーズサロンもしくはAJESTHEプレミアムサロンとして登録し、当協会からその旨を通知する。

3 本条第1項の登録が認められたサロンには、登録サロン登録証ならびに希望者のみイメージポスターを送付するとともに、当協会ホームページへ掲載希望者のみ登録サロンとして掲載する。なお、登録サロン登録証は1部、ならびにイメージポスターは1店舗につき2部までは全登録サロン無料とし、AJESTHEメンバーズサロンおよびAJESTHEプレミアムサロンからイメージポスターの追加請求があった場合は、無料で提供する。

(更新)

第11条 登録サロンの登録期間は1カ年（毎年4月から翌年3月末日まで）とし、毎年更新を行ものとする。また、登録サロンは、更新にあたり当協会が指定する必要書類を、当協会の指定に従い提出するものとする。

(再登録)

第12条 登録を抹消された登録サロンが抹消事由を改善し、再発の恐れがないと当協会が判断した場合は、当協会が当該サロンの再登録を認める場合がある。

(消費者トラブルやクレームへの対応)

第13条 登録サロンの責めに帰すべき事由で、消費者及び第三者とのトラブル、苦情等は登録サロンの責任において対応するものとし、当協会は一切の責任を負わないものとする。

(AJESTHEプレミアムサロンロゴマーク及びロゴタイプの使用範囲及び権利)

第14条 AJESTHE登録サロン（プレミアムサロン、メンバーズサロン、アソシエイトサロン）のロゴマーク及びロゴタイプの使用権利については、AJESTHE登録サロン（プレミアムサロン、メンバーズサロン、アソシエイトサロン）に登録されたサロンが登録期間のみ使用が可能とし、これらの使用範囲等については、別途「AJESTHE登録サロンロゴマーク及びロゴタイプ使用規則」の通り定めることとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第15条 サロン管理者、従業員は、実質的に支配もしくは登録サロンの経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、登録サロン制度に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとする。
- 2 当協会は、登録サロンが前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、登録サロンからの抹消を行うものとする。

（合意管轄裁判所）

- 第16条 登録サロン、登録サロンの顧客と当協会との間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当協会の主たる事務所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

（準拠法）

- 第17条 当協会と登録サロンとの間の法律関係に関する準拠法はすべて日本法とする。

付則

1. 本規約は平成27年4月1日より施行する。
2. 2016年11月10日改定施行
3. 2019年4月1日改定施行
4. 2020年4月1日改定施行
5. 2021年4月1日改定施行
6. 2022年4月1日改定施行
7. 2023年4月1日改定施行

